

ちょっと教えて

皆さんから寄せられる質問にお答えします。



質問

乗っていないバイクでも税金の請求がきますか？

回答

4月1日現在所有している人などに、税金がかかります。今後も乗る予定のない人は、3月末日(今年は3月30日(金))までに、廃車手続きをしてください。安城市で手続きする車両➡安城市ナンバーの車両
手続き先➡市役所・南部・桜井支所、北部出張所
持ち物➡所有者の印鑑、ナンバープレート、本人確認書類



問▶市民税課(☎<71>2213)

急な病気のときは

■(月)～(土)の夜間と休日の急病診療のご案内

- ①まず、かかりつけ医に問い合わせてください。
②かかりつけ医が不在のときは、休日夜間急病診療所(市保健センター併設／横山町／☎<76>2022)へ
診療科目・診察日・受付時間➡下表のとおり

科目	診察日	受付時間
内科・小児科	(月)～(金)	午後8時～10時
	(土)	午後5時～9時
	(日)、(祝)、(休)、 年末年始(※)	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分 午後5時30分～9時
歯科	(日)、(祝)、(休)、 年末年始(※)	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分

※年末年始は12月30日～翌年1月3日です。

持ち物➡健康保険証、医療受給者証、現金

- ③上記の救急医療機関が利用できないとき
救急医療情報センター(刈谷市／☎<36>1133)へ
内容➡症状に応じて診療可能な最寄りの医療機関を、24時間365日体制で紹介
※小児の場合は、小児救急電話相談も利用してください。
受付日時➡(土)・(日)・(祝)・(休)の午後7時～11時
電話番号➡短縮番号#8000(プッシュ回線契約電話・携帯電話)、☎052<263>9909(短縮番号が使えない場合)

- ④①～③の医療機関などで診断や治療が困難なとき
第2次救急医療施設▶八千代病院(住吉町／☎<97>8111)、
FAX受付➡FAX<98>6191／平日午前8時30分～午後5時
第3次救急医療施設▶安城更生病院(安城町／☎<75>2111)、
FAX受付➡FAX<76>4335／24時間可、返信希望の場合はその旨を明記のこと

問▶市保健センター(☎<76>1133)

4月の相談窓口

※相談は無料です。秘密は固く守られますので気軽に利用してください。
なお、いずれも正午～午後1時と30日(休)は休みます。

名 称	と き		と こ ろ	問い合わせ
市 民 相 談	毎週(月)～(金)	午前 8 時30分～午後 5 時	市役所相談室 (北庁舎 1 階)	市民課相談係 (☎71)2222)
法 律 相 談	弁護士→第 1 ～ 4 (金)午後 1 時～ 5 時(定員各 7 人) 司法書士→ 2 日(月)・ 16 日(月)午後 1 時～ 4 時(定員各 6 人) 要予約… 3 月21 日(木)午前 9 時から前日までに(先着順) ※弁護士は、同じ内容の相談は 1 回限り。キャンセルした人は、翌々月からの受け付けになります。			
交 通 事 故 相 談	4 日(木)・ 18 日(木)	午後 1 時～ 4 時30分 要予約… 3 月21 日(木)午前 9 時から前日までに(先着各 7 人)		
行 政 相 談	3 日(火)・ 17 日(火)	午後 1 時～午後 4 時		
人 権 相 談	10 日(火)・ 24 日(火)			
相続登記測量相談	25 日(木)	午後 1 時～ 3 時		
女性悩みごと相談	11 日(木)・ 25 日(木)	午前10 時～午後 4 時		
年 金 相 談	5 日(木)	午前10 時～午後 3 時		
外 国 人 相 談	毎週(火)	午前 9 時～正午		
税 務 相 談	4 日(木)	午後 1 時30分～ 4 時 ※予約優先。5 月 2 日(木)、 6 月 6 日(木)の予約可。		
消 費 生 活 相 談	毎週(火)・ (木)	午前 9 時～午後 3 時30分		
弁 護 士 に よ る 消 費 生 活 相 談	24 日(木)	午後 1 時～ 3 時 要予約… 4 月 2 日(月)午前 9 時から(先着 4 人)		
労 働 相 談	12 日(木)	午後 1 時～ 4 時		市民税課(☎71)2213)
職 業 相 談 ・ 紹 介		午前 9 時～午後 5 時		
母 子 相 談	毎週(月)～(金)	午前 8 時30分～午後 5 時15分	市役所社会福祉課	社会福祉課(☎71)2223)
児 童 相 談				
内 職 相 談	毎週(金)	午前10 時～午後 3 時	市役所西会館	
乳幼児の育児相談	毎週(月)～(土)	午前 9 時～午後 5 時	子育て支援センター(☎72)2317)	
	毎週(月)～(金)		二本木(☎77)2774)・あけぼの(☎97)2276)・さくら(☎99)2100)・根崎(☎92)0089)保育園	
ボランティア相談	毎週(火)・(木)・(土)	午前10 時～午後 3 時	社会福祉会館	社会福祉協議会総務課 (☎77)2941)
心 配 ご と 相 談	毎週(火)・(土)	午後 1 時～ 4 時	総合福祉センター	
	7 日(土)→桜井・北部福祉センター			
	14 日(土)→安祥公民館、中部・西部福祉センター			
	18 日(木)→南部公民館			
	28 日(土)→作野福祉センター ※いずれも午後 1 時～ 4 時(ただし、西部福祉センターは午前 9 時～正午)			
子どもの生活相談	14 日(土)・ 28 日(土)	午後 1 時30分・ 3 時 要予約…前日までに	総合福祉センター	社会福祉協議会地域福祉課(総合福祉センター内) ☎77)7889)
福 祉 法 律 相 談	18 日(木)	午後 1 時～ 4 時 要予約…前日までに		
障 害 者 更 生 相 談	12 日(木)	午後 1 時～ 4 時 ※電話相談も可。 要予約…前日までに		
心 の 電 話	毎週(月)～(金)	午前 9 時～午後 5 時	教育センター	教育センター (☎76)9674)
教 育 相 談	毎週(月)～(金)	午前 9 時～午後 5 時 要予約…随時		
臨床心理士による ふれあい相談／就学相談	毎週(月)～(金)	午前10 時～午後 5 時 要予約…随時		

安城市民憲章

わたくしたちは、
*たがいに助け合い、住みよいまちをつくりましょう。
*きまりを守り、良い習慣を育てましょう。
*自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。
*教養を高め、若い力を育てましょう。
*健康で、明るく楽しい家庭をつくりましょう。